

事務連絡
令和2年4月24日

各都道府県建設業協会 御中

一般社団法人 全国建設業協会
労働部

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた労働安全衛生法等に基づく
健康診断の実施等に係る対応について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の急速な増加が確認されている状況を踏まえ、労働安全衛生法を根拠とする事業場における健康診断の実施について、令和2年6月末までの間、実施時期の延期が可能となった旨（特殊健康診断については、十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関での実施が困難である場合）、国土交通省を通じ情報提供がありました。

つきましては、別紙をご理解いただいた上、会員企業の皆様にご周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上

労働部 吉田